

政令第 号

大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令

内閣は、大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十八号）の施行に伴い、及び大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二十六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

- 第十二条第七項中「施工する者」の下に「（特定工事を請負契約によらないで自ら施工する者を除く。）を加え、「の場所」を「に係る建築物等若しくは特定工事の現場」に改め、「特定工事に係る建築物等」及び「並びに関係帳簿書類」を削り、同項を同条第九項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。
- 7 環境大臣又は都道府県知事は、法第二十六条第一項の規定により、解体等工事の発注者に対し、法第十八条の十五第一項第四号から第七号までに掲げる事項、同条第三項の環境省令で定める事項及び法第十八条の十七第一項の規定による調査について報告を求めることができる。

- 8 環境大臣又は都道府県知事は、法第二十六条第一項の規定により、解体等工事の受注者に対し法第十八条の十七第一項の規定による調査について、自主施工者に対し法第十八条の十五第一項第四号から第七号

までに掲げる事項、同条第三項の環境省令で定める事項及び法第十八条の十七第三項の規定による調査について、それぞれ報告を求め、又はその職員に、解体等工事に係る建築物等若しくは解体等工事の現場に立ち入り、解体等工事に係る建築物等、解体等工事により生じた廃棄物その他の物及び関係帳簿書類を検査させることができる。

第十三条第二項第二号中「第十八条の十八」を「第十八条の十九」に改める。

附 則

この政令は、大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年六月一日）から施行する。

理由

大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行に伴い、解体等工事の発注者若しくは受注者又は自主施工者に係る報告及び検査について所要の事項を定める等の必要があるからである。